

議案第75号

山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について

山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

山都町教育特区学校審議会に専門有識者等の人材を新たに加え、本審議会組織の拡充を図るため、山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例

山都町教育特区学校審議会条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人以内」を「8人以内」に改める。

第4条第1項中「5年」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（審議会委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に山都町教育特区学校審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第3条第2項の規定により、山都町教育特区学校審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

山都町教育特区学校審議会条例(平成20年条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>5人以内</u>で組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>5年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>8人以内</u>で組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p>